

## 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3年 6月 1日～令和 8年5月31日までの 5年間

### 2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

#### <対策>

- 令和 3年 6月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和 3年 12月～ 制度に関するパンフレットや案内書類を社員に配布

目標2：産前産後休業や育児休業に関する相談窓口を設置する。

#### <対策>

- 令和 3年 6月～ 相談窓口の設置について検討
- 令和 3年 12月～ 相談員の任命、研修等の実施